

## 第一種特定製品の管理者の判断の基準案の概要について

平成 26 年 8 月  
環境省地球環境局温暖化対策課フロン等対策推進室  
経済産業省製造産業局化学物質管理課オゾン層保護等推進室

### [ 1 ] 判断の基準等の制定の背景

第一種特定製品の使用段階で相当量のフロン類の漏えいが生じていることから、第一種特定製品の管理者による当該製品の管理の適正化を推進することにより、使用時におけるフロン類の漏えいを防止するため、改正法においては、第一種特定製品の使用等に際して取り組むべき措置について主務大臣が第一種特定製品の管理者の「判断の基準」を定め、第一種特定製品の管理者に対し判断の基準に基づく取組を求めることとした。

このため、第一種特定製品の管理者の「判断の基準」となる細則等について、主務大臣による告示を定める必要がある。

なお、判断の基準に基づく第一種特定製品の管理者の取組によって、フロン類の漏えいの早期発見や漏えい原因を特定しないまま冷媒が補充され結果的に漏えいをもたらす繰返し充填の防止などを通じたフロン類の漏えい防止が期待される。

### [ 2 ] 第一種特定製品の管理者の判断の基準の具体的内容について

【法 16 条 1 項関係】

#### ( 1 ) 管理第一種特定製品の適切な設置、適正な使用環境の維持及び確保

- 第一種特定製品の管理者は第一種特定製品の設置に際して、①第一種特定製品の設置場所の付近に、当該製品（配管部分等を含む）の損傷等をもたらすおそれのある著しい振動を発生する設備等がないこと、②第一種特定製品の設置場所の周囲には、当該製品の点検及び修理（フロン類の漏えいを防止するために必要な措置をいう。以下同じ。）の障害となるものがなく、必要な広さの空間が確保されていること。
- 第一種特定製品の使用環境の維持及び確保のため、①第一種特定製品の配置等の維持保全をすること、②他の機器等を第一種特定製品の上に設置する場合は、当該製品の損傷その他の異常を生じないよう必要な措置を講ずること、③第一種特定製品は、定期的に清掃し、凝縮器、熱交換器又は排水処理装置等に付着した不要な油又は汚れ等の付着物を除去すること、④

第一種特定製品について、腐食のおそれがある箇所における水その他の液体を定期的に除去すること。

## (2) 管理第一種特定製品の点検

### (2-1) 全ての管理第一種特定製品の点検（簡易定期点検）

- 管理第一種特定製品について、四半期に一回以上の頻度で次の事項について簡易定期点検を実施すること。

(エアコンディショナー)

- ・ 第一種特定製品からの異常音、第一種特定製品の外観の損傷、摩耗及び腐食その他の劣化、さび、油漏れ並びに熱交換器の霜の付着の有無

(冷蔵機器及び冷凍機器)

- ・ 第一種特定製品からの異常音、第一種特定製品の外観の損傷、摩耗及び腐食その他の劣化、さび、油漏れ並びに熱交換器の霜の付着の有無
- ・ 第一種特定製品により冷蔵又は冷凍の用に供されている倉庫、陳列棚その他の設備における貯蔵又は陳列する場所の温度

- 上記の簡易定期点検は、管理第一種特定製品の設置場所の環境又は第一種特定製品の管理者の技術的若しくは経済的能力により、点検を行うことが困難な事項については、この限りでない。
- 上記点検によりフロン類の漏えい又は故障等を確認した場合には、可能な限り速やかに、直接法（発泡液の塗布、ガス漏れ検知器を用いた測定又は蛍光剤若しくは窒素ガス等の第一種特定製品への充填により直接第一種特定製品からのフロン類の漏えいを検知する方法）若しくは間接法（蒸発器の圧力、圧縮器を駆動する電動機の電圧その他第一種特定製品の状態を把握するために必要な事項を計測し、当該計測結果が定期的に計測されて得られた値に照らして、異常がないことを確認する方法）又はこれらを組み合わせた方法により専門的な点検（以下「専門点検」という。）を行い、フロン類の漏えいの有無を確認するとともに、当該フロン類の漏えい箇所を特定すること。

(備考)

エアコンディショナーに関する点検において、外気温の影響を受けやすい室などの場合、室温から機器の不具合を把握することが困難であるため、必須点検項目に室温測定は含めないが、密閉性の高い室などでは室温を測定す

ることにより当該機器の不具合を確認することが可能な場合もあるため、室温の測定は推奨事項として「運用の手引き」等において示すこととする。

## (2-2) 一定規模以上の管理第一種特定製品の点検（定期点検）

- フロン類の漏えい時の環境影響が大きく、当該製品区分における使用時漏えいの過半数を占める次に掲げる管理第一種特定製品の種類ごとに定める規模以上の製品については、次に掲げる区分ごとに定める頻度で次の事項について点検を実施すること。

（点検対象の規模及び点検の頻度）

- ・エアコンディショナーのうち、圧縮機に用いられる電動機の定格出力\*が 50kW 以上のもの：1年に一回以上
- ・エアコンディショナーのうち、圧縮機に用いられる電動機の定格出力\*が 7.5kw 以上 50kW 未満のもの：3年に一回以上
- ・冷蔵機器及び冷凍機器のうち、圧縮機に用いられる電動機の定格出力\*が 7.5kW 以上のもの：1年に一回以上

※電動機以外の動力源としてエンジンを用いて圧縮機を動作させるガスヒートポンプを用いた第一種特定製品及びサブエンジン方式の輸送用冷凍冷蔵ユニットについては、~~動力源となるエンジンの出力が、直結方式の輸送用冷凍冷蔵ユニットについては動力源となるエンジンの圧縮機を駆動するための定格駆動動力が~~ 50kW 以上のものについては1年に一回以上、7.5kW 以上 50kW 未満のものについては~~機器を設置した日から~~ 3年に一回以上とする。

（点検の内容）

- ・第一種特定製品からの異常音、第一種特定製品の外観の損傷、摩耗及び腐食その他の劣化、さび、油漏れ並びに熱交換器の霜の付着の有無等について、点検を行うこと。
  - ・上記確認により、フロン類の漏えい又は故障等を確認した場合にあっては、可能な限り速やかに、専門点検を行い、フロン類の漏えいの有無を確認するとともに、当該フロン類の漏えい箇所を特定すること。
- 製品の規模は、一の冷凍サイクルを構成する製品における規模により判断する。
  - フロン類及び第一種特定製品の専門点検の方法について十分な知見を有する者が、点検を自ら行い又は点検に立ち会うこと。

(備考)

十分な知見を有する者としては、例えば、冷媒フロン取扱技術者（一般社団法人日本冷凍空調設備工業連合会、一般財団法人日本冷媒・環境保全機構）や、以下のような一定の資格を又は一定の実務経験等を有し、かつ、第一種特定製品の構造・運転方法・保守方法、冷媒の特性・取扱方法、関連法規等に関する講習を受講した者などが考えられるが、具体的な要件等については「運用の手引き」等において示すこととする。

- ・ 高圧ガス製造保安責任者（冷凍機械）
- ・ 冷凍空気調和機器施工技能士
- ・ 高圧ガス保安協会冷凍空調施設工事事業所の保安管理者
- ・ 冷凍空調技士（日本冷凍空調学会）
- ・ 自動車電気装置整備士（ただし、平成20年3月以降の国土交通省検定登録試験により当該資格を取得した者、又は平成20年3月以前に当該資格を取得し、各県電装品整備商工組合が主催するフロン回収に関する講習会を受講した者に限る）
- ・ 高圧ガス製造保安責任者（冷凍機械以外）であって、第一種特定製品の製造又は管理に関する業務に5年以上従事した者

**(3) 管理第一種特定製品の整備の記録等**

- 第一種特定製品の管理者は管理第一種特定製品ごとに、その整備に関して、下記の事項について記録すること。
  - ・ 第一種特定製品の管理者の氏名又は名称（法人にあつては、実際に管理に従事する者の氏名を含む。）
  - ・ 第一種特定製品の設置場所及び当該製品を特定するための情報
  - ・ 法第87条の規定に基づき表示された第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類の種類及び数量（フロン類の初期充填量（第一種特定製品の工場出荷時におけるフロン類の充填量及び当該製品の設置時における現場充填量を合計した量）又は当該第一種特定製品の標準的なフロン類の充填量として想定される量）
  - ・ 第一種特定製品の点検（簡易定期点検、専門点検、定期点検及びその他の点検）の実施年月日、当該点検を行った者の氏名又は名称（法人にあつては、実際に点検を行った者の氏名を含む。）並びに当該点検の内容及びその結果（フロン類の漏えい又は故障等が認められた場合にあつては、当該フロン類の漏えい箇所その他の状況に関する事項を含む。）（ただし、簡易定期点検のみを行った場合にあつては、当該点検に係る記録については、点検を行った旨及びその実施年月日を記

載することで足りる。)

- 第一種特定製品の修理の実施年月日、当該修理を行った者の氏名又は名称（法人にあっては、実際に修理を行った者の氏名を含む。）並びに当該修理の内容及びその結果
- フロン類の漏えい又は故障等が確認された場合における速やかな修理が困難である理由及び修理の予定時期
- 第一種特定製品の整備が行われる場合において管理第一種特定製品に冷媒としてフロン類を充填した年月日、当該充填に係る第一種フロン類充填回収業者の氏名又は名称（法人にあっては、実際に充填を行った者の氏名を含む。）並びに充填したフロン類の種類（冷媒番号区分の別）及び量
- 第一種特定製品の整備が行われる場合においてフロン類を回収した年月日、回収した第一種フロン類充填回収業者の氏名又は名称（法人にあっては、実際に回収を行った者の氏名を含む。）並びに回収したフロン類の種類（冷媒番号区分の別）及び量

なお、簡易定期点検に係る記録については、点検の年月日及び有無を記載すること。

- 当該記録は当該製品が設置される、事業所において、当該製品が廃棄されるまで保管すること。
- 当該記録は、紙又は電磁的記録によって保存すること。
- 当該記録は、当該記録に係る第一種特定製品の管理の適正化に必要な限度において第一種特定製品整備者又は第一種充填回収業者から求めが合った場合には、その求めに応じて開示すること。
- 管理第一種特定製品の整備又は廃棄等を行う際、当該特定製品に法第87条の規定に基づき特定製品の製造業者等が表示した第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類以外の冷媒が現に充填されている場合は、当該特定製品の整備を行う場合にあつては第一種特定製品整備者（管理者が自ら当該特定製品の整備を行う場合にあつては第一種フロン類充填回収業者）、当該特定製品の廃棄等を行う場合にあつては第一種フロン類充填回収業者（当該特定製品に冷媒として充填されているフロン類の第一種フロン類充填回収業者への引渡しを他の者に委託する場合にあつては第一種フロン類引渡受託者）に対して、当該特定製品の整備の記録を開示することその他適切な方法により、当該特定製品に現に充填されている冷媒の種類を説明しなければならない。ただし、当該特定製品に現に当該充填されている冷媒の種類を見やすく、かつ、容易に消滅しない方法で表示している場合は、この限りでない。

- 当該機器を他者に売却する場合、当該記録又はその写しを当該機器と合わせて売却相手に引き渡す よう努める こと。

(備考)

点検及び整備に関する記録の様式等の以下の事項について、「運用の手引き」等において示すこととする。

- 現在も、機器メーカーや設備事業者による点検記録簿により適切な記録・保存が行われている例があることから、上記の記録事項を満たすものであれば様式を問わないこととする。また、第一種特定製品の管理者が任意で使用できる点検記録簿のひな形を「運用の手引き」等において例示する。

(4) 管理第一種特定製品からのフロン類の漏えい時の措置

- 第一種特定製品の管理者は、管理第一種特定製品の点検又は第一種フロン類充填回収業者からの通知等によって、フロン類の漏えい又は当該漏えいを惹起する蓋然性が高い故障若しくはその徴候を確認した場合は、可能な限り速やかに、次に掲げる事項を行うこと。
  - ① フロン類の漏えいを確認した場合にあっては、当該フロン類の漏えいに係る点検及び修理
  - ② 故障等を確認した場合にあっては、当該故障等に係る点検及び修理
- フロン類の漏えい又は故障等を確認したときは、上記に掲げる事項を行うまで、第一種特定製品整備者を通じて第一種特定製品に冷媒としてフロン類を充填することを委託してはならないこと。ただし、フロン類の漏えい箇所 の特定又は修理がを特定し、又は修理を行うことが著しく 困難な場所に 当該フロン類の 漏えいが生じている場合においては、この限りでないこと。
- 人の健康に係る著しい被害又は事業に著しい損害が生じないよう、環境衛生上必要な空気環境の調整、飲食物その他の物品の衛生管理又は業務の継続のために修理を行わずに応急的にフロン類を充填することが必要であって、かつ、当該フロン類の漏えいを確認した日から60日以内に漏えい箇所の修理を行うことが確実なときは、フロン類の漏えい・故障等に係る点検や修理を行う前に、一回に限り充填を委託することができること。

(備考)

フロン類の漏えい箇所を特定し、又は修理を行うことが著しく困難な場所に当該フロン類の漏えいが生じている場合としては、漏えいが壁、床、柱の内部に設置された配管から生じている場合などで、漏えい防止措置を講じるために建物の構造に大がかりな変更を加える必要がある場合等を想定している。経済合理的な範囲で漏えい防止措置を講ずることが可能な場合は、やむを得ない場合には当たらず、漏えい防止措置を講ずることが必要である。充填することがやむを得ない場合にあっても、当該機器の点検及び整備に関する記録を行う必要があり、さらに一定量以上の冷媒漏えいを生じた場合は算定漏えい量報告が必要となる。

※なお、HFO や CO<sub>2</sub> など、本法の規制対象としているフロン類以外を冷媒として使用している機器については「判断の基準」に基づく取組の対象外となる。